

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件（案）」に対する意見募集について

国税庁では、「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件の一部を改正する件（案）」を別紙1及び別紙2のとおり取りまとめましたので公表します。

これについて、御意見（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

なお、電話では御意見をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

また、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和3年9月14日（火）から令和3年10月14日（木）（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。
- FAXの場合
FAX 番号：03-3581-6744
国税庁 長官官房 企画課 法人番号管理室 監理第二係宛
- 郵便等による場合
〒100-8978
東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 長官官房 企画課 法人番号管理室 監理第二係宛